

新型コロナワクチン4回目接種について

現在、稲敷市では4回目接種の準備を進めており、3回目接種日によって順次接種券を郵送いたします。予約方法や会場ごとの使用ワクチン等の詳細は、接種券に同封のチラシをご覧ください。

■ 4回目接種の対象者

3回目接種日から5か月以上経過し、4回目接種日時点で下記のいずれかに該当する方。

- ① 60歳以上の方
- ② 18歳以上60歳未満で、基礎疾患を有する方
- ③ 18歳以上60歳未満で、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方。

※②、③の方は接種券発行の申請が必要です。申請方法や基礎疾患一覧は裏面をご覧ください。※②、③の方は接種券発行の申請が必要です。申請方法や基礎疾患一覧は裏面をご覧ください。1、2回目接種の際に申請いただいた方も再度申請が必要になります。

■ 努力義務について

60歳以上の方については予防接種法第9条に規定する「努力義務」の適用となります。18歳から59歳までの基礎疾患を有する方や、その他重症化リスクが高いと医師が認める方に対する4回目接種については、「努力義務」の適用除外とされています。

「努力義務」とは… 感染症の発生やまん延を予防するために「接種を受けるよう努めなければならない」という予防接種法の規定です。接種は強制ではありません。主治医とご相談のうえ、接種を受けるか受けないかをご判断ください。

■ 予約について

- ・ 予約方法等の詳細は接種券同封のチラシをご覧ください。
- ・ 予約の開始は、6月8日（水）午前9時を予定しております。

■ 4回目接種券発送時期について

現時点（5月20日現在）の予定は以下のとおりです。（今後変更となる場合があります。）

※発送時期から1週間を過ぎても接種券が届かない場合は健康増進課までお問い合わせください。

3回目を接種した時期		4回目接種券の発送時期
令和4年1月まで	→	5月31日
2月1～15日	→	6月下旬
2月16～28日	→	7月上旬
3月1～15日	→	7月下旬
3月16日以降	→	順次発送

<問い合わせ先>

稲敷市健康増進課

電話 029-840-5170

月～金（祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

18～59歳の基礎疾患を有する方・重症化リスクが高い方の申請方法

- ・1、2回目接種の際に申請された方も再度申請が必要になります。
- ・60歳以上の方は申請不要です。
- ・申請にあたり、診断書の提出は必要ありません。(接種対象となるかどうかは、接種当日の医師の判断となります。)
- ・この申請は予約の受付ではありません。申請後に接種券を郵送しますので、接種券が届き次第、各予約方法にしたがってご予約ください。
- ・3回目接種との間隔が5か月経過していない場合、5か月経過後に郵送します。

電話はたいへん混み合いますので、QRコードから申請をお願いします。

■web 申請 : 下記サイト(市HP)かQRコードから申請
<https://www.city.inashiki.lg.jp/page/page008403.html>



■電話申請 : 稲敷市健康増進課 029-892-2000
午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)

基礎疾患一覧

以下の病気や状態の方で、通院／入院している方
ご自身が該当するかどうか不明な場合は、主治医にご相談ください。

- 慢性の呼吸器の病気
 - 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
 - 慢性の腎臓病
 - 慢性の肝臓病(肝硬変等)
 - インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
 - 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
 - 免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
 - ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
 - 染色体異常
 - 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
 - 睡眠時無呼吸症候群
 - 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)
- ※精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している方については、通院又は入院をしていない場合も、基礎疾患を有する方に該当します。
- BMI が 30 以上である